

【改正後】

子育て応援定期積金規定

1. (預入資格)

子育て応援定期積金(以下「この積金」といいます。)は、以下に定めるお客さまに限りお預け入れできます。

住所が同一である22歳未満の子を扶養している方またはその配偶者とし、世帯で1名とします。

2. (契約限度額)

預入資格のあるお客さま1人につき合計掛込総額300万円を限度として複数契約が可能です。なお、1回あたり10,000円以上の掛込金額とします。

3. (お預け入れ積金種類および積金名義)

この積金は期間1年以上の定期積金とします。なお、この積金は上記1の預入資格を満たすお客さまの名義に限ります。

4. (お預け入れ方法)

この積金は窓口扱い・口座振替扱いのいずれも可能です。

5. (適用利回り)

この積金の契約時に預入資格を満たしている場合、契約日の該当する期間の定期積金の店頭表示利回りに、当組合所定の利回りを上乗せした利回りを約定利回りとします。

6. (中途解約時の取扱い)

(1)満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。

(2)当組合がやむをえないものと認めてこの積金を満期日前に解約する場合、期限前解約利回りの計算に用いる約定利回りは前記6の(1)によるものとします。

7. (その他)

この規定に定めのない事項については、別途定める定期積金規定により取扱います。

以上

(令和6年10月1日現在)

【改正前】

子育て応援定期積金規定

1. (預入資格)

子育て応援定期積金(以下「この積金」といいます。)は、以下に定めるお客さまに限りお預け入れできます。

住所が同一である22歳未満の子を扶養している方またはその配偶者とし、世帯で1名とします。

2. (契約限度額)

預入資格のあるお客さま1人につき合計掛込総額300万円を限度として複数契約が可能です。なお、1回あたり10,000円以上の掛込金額とします。

3. (お預け入れ積金種類および積金名義)

この積金は期間1年以上の定期積金とします。なお、この積金は上記1の預入資格を満たすお客さまの名義に限ります。

4. (お預け入れ方法)

この積金は窓口扱い・口座振替扱いのいずれも可能です。

5. (適用利回り)

この積金の契約時に預入資格を満たしている場合、契約日の該当する期間の定期積金の約定利回りとします。

6. (中途解約時の取扱い)

(1)満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。

(2)当組合がやむをえないものと認めてこの積金を満期日前に解約する場合、期限前解約利回りの計算に用いる約定利回りは前記6の(1)によるものとします。

7. (その他)

この規定に定めのない事項については、別途定める定期積金規定により取扱います。

以上

(令和4年4月1日現在)